

令和7年度

千葉県交通安全実施計画



千葉県交通安全対策会議

は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第 110号）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき千葉県交通安全対策会議が策定した第 1 1 次千葉県交通安全計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の実施計画であり、千葉県における陸上交通の安全に関し、令和 7 年度に県及び国の指定地方行政機関が推進する施策について定めたものです。

本計画の実施に当たっては、関係行政機関、団体等が緊密な連携を保ち、県民一人一人の交通安全意識の高揚、安全運転の確保、道路交通環境の整備、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持及び救助・救急活動の充実等各般にわたる施策を円滑、適切に推進していきます。

今後とも、交通事故の防止、特に交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる「交通安全県ちば」の実現を目指していきます。

メインスローガン

みんなでつくろう 交通安全県ちば

目 次

第1編 道路交通安全の施策	1
第1の柱 県民一人一人の交通安全意識の高揚	1
(1) 県民総参加でつくる交通安全の推進	1
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	4
(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	6
(4) 自転車の安全利用の推進	8
(5) 飲酒運転の根絶	11
(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	12
(7) 効果的な交通安全教育の推進	17
第2の柱 安全運転の確保	19
(1) 運転者教育等の充実	19
(2) 運転免許業務のサービスの向上	23
(3) 安全運転管理の推進	23
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	23
(5) 交通労働災害の防止等	25
(6) 道路交通に関する情報の充実	26
第3の柱 道路交通環境の整備	28
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	28
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	29
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	32
(4) 地域住民の移動手段の確保・充実	34
(5) 効果的な交通規制の推進	34
(6) 自転車利用環境の総合的整備	35
(7) ITSの活用	35
(8) 交通需要マネジメントの推進	36
(9) 災害に備えた道路交通環境の整備	36
(10) 総合的な駐車対策の推進	37
(11) 道路交通情報の充実	38
(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	39
第4の柱 車両の安全性の確保	41
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	41
(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	41
(3) 自動車アセスメント情報の提供等	41
(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	42
(5) リコール制度の充実・強化	43

第5の柱 道路交通秩序の維持	45
（1） 交通指導取締りの強化等	45
（2） 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	46
（3） 暴走族等対策の推進	46
第6の柱 救助・救急活動の充実	49
（1） 救助・救急体制の整備	49
（2） 救急医療体制の整備	50
（3） 救急関係機関の協力関係の確保等	52
第7の柱 被害者支援の充実と推進	53
（1） 交通事故被害者支援の充実強化	53
（2） 自動車損害賠償保障制度の充実等	54
（3） 損害賠償の請求についての援助等	54
第8の柱 交通事故調査・分析の充実	56
（1） 交通事故多発箇所の共同現地診断	56
（2） 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断	56
（3） 交通事故データ解析等統計分析の高度化	56
（4） 交通事故調査委員会の効果的運用	56
第2編 鉄道交通安全の施策	58
第1の柱 鉄道交通環境の整備	58
（1） 鉄道施設等の安全性の向上	58
（2） 運転保安設備等の整備	58
第2の柱 鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
第3の柱 鉄道の安全な運行の確保	59
（1） 保安監査等の実施	59
（2） 運転士の資質の保持	60
（3） 安全上のトラブル情報の共有・活用	60
（4） 気象情報等の充実	60
（5） 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	60
（6） 運輸安全マネジメント評価の実施	61
（7） 計画運休への取組	61
第4の柱 鉄道車両の安全性の確保	61

第5の柱 救助・救急活動の充実	61
第6の柱 被害者支援の推進	62
第3編 踏切道における交通安全の施策	63
第1の柱 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進	63
（1） 踏切道の立体交差化	63
（2） 踏切道の構造の改良の促進	63
第2の柱 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	64
（1） 踏切保安設備等の整備	64
（2） 交通規制の実施	64
第3の柱 踏切道の統廃合の促進	64
第4の柱 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	65

第1編 道路交通安全の施策

【第1の柱】県民一人一人の交通安全意識の高揚

○計画の重点

- (1) 県民総参加でつくる交通安全の推進
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
- (4) 自転車の安全利用の推進
- (5) 飲酒運転の根絶
- (6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (7) 効果的な交通安全教育の推進

(1) 県民総参加でつくる交通安全の推進

① 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の推進

ア 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の強化

千葉県交通安全対策推進委員会の活動を強化し、各機関・団体がより一層連携するとともに、それぞれが主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を推進します。

(くらし安全推進課)

イ 交通安全県民大会の開催

千葉県交通安全県民大会を開催し、交通安全に関し功労のあった団体・個人を表彰するとともに、交通安全の重要性を県民に発信し、県民総参加による交通安全活動を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

② 交通安全推進隊の整備・支援

千葉県交通安全条例に基づき、通学路における見守り活動等、交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備します。

また、交通安全推進隊に対し、活動に必要な情報及び物資の提供を行うとともに、研修会を開催するなど、その活動が推進され地域ぐるみの交通安全活動が展開されるよう、市町村、警察及び学校等と連携し積極的に支援します。

(くらし安全推進課)

③ 交通安全の日における活動の推進

ア 県民一人一人の活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」を活用したアクション10事業を推進し、家庭、学校、職場等において交通安全について考え、県民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全活動を促

進し、地域における交通事故防止を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等と連携し、交通安全意識の高揚を目的とした施策を一斉に展開することにより、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの浸透を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

④ 交通安全に関する情報提供の推進

ア 交通安全に関する施策等の情報提供

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

イ 交通事故情報の提供

県民が交通事故の発生状況を認識し、交通安全意識の高揚が図られるよう、交通情報管理システムにより集約した交通情報をもとに交通事故分析を行い、身近な地域で発生している交通事故の状況を地図化した「交通事故発生マップ」、人身事故発生件数などを速報する「交通事故発生状況」などをホームページやSNS等を通じて提供します。

(交通総務課)

⑤ 県民の意見を反映した交通安全の推進

県民への意識調査や県のホームページ等を活用し、広く県民からの意見・要望を交通安全の施策に役立てます。

(くらし安全推進課)

⑥ 交通安全団体への支援等

ア 交通安全団体の育成支援

a 交通安全協会

(公財)千葉県交通安全協会と各警察署(一部幹部交番)単位に結成されている地区交通安全協会は、共に連携しながら地域の交通安全活動を行っています。このため、「交通安全こども自転車千葉県大会」、「交通安全高齢者自転車大会」等の競技会をはじめ、交通安全教育や広報・啓発活動、交通誘導等に際し、必要な指導・支援を行い、交通指導員の指導育成に努めます。

b 安全運転管理協会

(一社)千葉県安全運転管理協会と各警察署(一部幹部交番)単位に設けられた地区安全運転管理者協議会は、職域における安全運転管理者の能力向上と運転管理者の適性を図り交通事故防止等に資することを目的としています。このため、法定講習や各地区の事業所等に対する各種交通情報等の発信のほか、「無事故・無違反運動(セ

ーフティドライバーズちば)」等の施策について、適切な指導や支援を行います。

c 交通安全母の会

交通安全母の会は、「交通安全は家庭から」の基本認識のもと、家庭、地域における交通安全を実践するために結成されたボランティア団体であり、地域の母親がお互いに連携を強めながら交通安全活動を展開しています。

このため、各自治体交通安全母の会における世代間連携による交通安全教育など各種活動を支援し、家庭、地域における交通事故防止を推進します。

d 高速道路交通安全協議会

高速道路交通安全協議会は、高速道路利用事業所等により組織され、高速道路における交通事故を防止するため、重要な役割を担っています。

高速道路における交通安全意識の高揚と交通事故防止を目的として、交通安全キャンペーンを積極的に実施します。

e 地域交通安全活動推進委員協議会

地域で各種交通安全活動をされるボランティアのリーダーとして、千葉県公安委員会が地域交通安全活動推進委員を委嘱しています。

地域交通安全活動推進委員に対する必要な指導、支援・研修を行うとともに、当該活動が適正かつ効果的に行われ事故防止が図られるよう指導育成に努めます。

f その他の民間団体

千葉県交通安全対策推進委員会を構成する各団体をはじめとする民間団体に対しては、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する協力並びに交通安全活動に必要な情報提供などの支援を行います。

(くらし安全推進課・交通総務課・高速道路交通警察隊)

イ 自動車製造・販売団体、ユーザー団体等の活動の奨励

シートベルトコンビンサーの派遣による交通安全啓発を奨励するなど、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかけを行います。

また、千葉県交通安全対策推進委員会による協力体制を強化し、これらの団体と一体となった交通安全に関する活動を展開します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故の防止を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動等を実施し、交通事故の実態に即した県民運動を展開します。

（くらし安全推進課・交通総務課）

イ 日を定めて行う運動

県民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高めることを目的に、毎月10日を「交通安全の日」に、自転車の安全利用促進を図ることを目的に、毎月15日を「自転車安全の日」に、違法駐車追放の気運を醸成することを目的に、毎月20日を「クリーンロードの日」に、近年の交通事故死者数の減少傾向を確実にすることを目的に、4月10日と9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」として、広報や指導及び交通環境の整備等の施策を推進します。

（くらし安全推進課・交通総務課）

ウ 年間を通じて行う運動

飲酒運転の根絶、自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の推進（特に、乗車用ヘルメットの着用促進）、交差点等での交通事故防止（特に、「ゼブラ・ストップ活動」の推進）、こどもと高齢者の交通事故防止、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、違法駐車等の追放等を中心に展開します。

（くらし安全推進課・交通総務課）

エ 市町村における活動及び推進体制の強化

交通安全運動の趣旨を県民一人一人に浸透させるため、市町村との連携を密に市町村交通安全推進協議会等交通安全推進体制の強化を図り、地域と一体となった県民運動を展開します。

（くらし安全推進課）

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭や駅頭における啓発キャンペーン等を積極的に実施し、県民に対する広報に努めます。

（くらし安全推進課・交通総務課）

イ 広報媒体の積極的活用

県民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、時季にあった交通安全啓発やイベント等の情報を掲載した広報媒体を計画的かつ継続的に活用します。

また、ホームページやSNSを随時更新し、親しみやすく分かりやすい情報発信に努めます。

(くらし安全推進課・交通総務課)

ウ 交通安全団体、報道機関に対する資料、情報等の提供

民間交通安全団体の主体的活動を促進し、交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう交通事故の分析に関する各種資料、情報等を提供します。

また、報道機関にも積極的に情報を提供し、広範な広報啓発を展開します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

ア 広報活動の推進

自動車乗車中の交通事故において、未だにシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状を踏まえ、関係機関・団体と一体となり、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、その着用効果及び正しい着用方法についての周知に努め、全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用の徹底を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

イ 普及活動の推進

a シートベルトコンビンサー教育の推進

シートベルトの着用を徹底するためには、その効果を多くの県民に体験してもらうことが重要であるため、シートベルトの効果を体験することができるシートベルトコンビンサー車を活用した体験型の交通安全教育を推進します。

b シートベルト着用に向けた普及活動の推進

シートベルトの正しい着用方法の周知徹底を図るため、「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」等を設け、警察、自治体や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、街頭での着用啓発と指導を推進します。

また、高速道路では、タクシー協会やバス協会等と連携し、「高速道路安全運行マニュアル」による、乗客のシートベルト着用徹底に向けた各種広報啓発活動を推進します。

(くらし安全推進課・交通総務課・高速道路交通警察隊・千葉運輸支局)

④ その他の普及活動の推進

ア エコドライブの推進

交通安全にも役立つ環境対策として、県民に対してエコドライブの実施を呼びかける取組を実施します。

主な取組として、メディアを活用した啓発や、リーフレット・ステッカー等の啓発物品の配布を行います。

(温暖化対策推進課)

イ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進（「キラリアップ☆ちば」）

薄暮時及び夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、交通安全教室実施時に各種資機材を活用し、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材・LEDライトを活用する効果について周知させるとともにこれらの普及促進を図ります。

特に、反射材の着用については現時点では十分に普及しているとは言えません。今後、反射材を自ら進んで着用したくなるような環境づくりに向けた検討をさらに進め、反射材の着用を習慣化することにより、特に歩行者の交通事故を効果的に減少させることにつなげる必要があります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

ウ ゼブラ・ストップ活動及び3(サン)・ライト運動の推進

歩行者の横断歩道横断中や道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、年間を通じて免許更新時に講習者に対して周知を図るとともに、8月、11月、1月をゼブラ・ストップ活動強化月間に定め、横断幕の掲出やラジオCM放送などによる重点的な広報啓発を実施することにより、ゼブラ・ストップ活動及び3(サン)・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故抑止に努めます。

(くらし安全推進課・交通総務課)

エ 特定小型原動機付自転車等の小型モビリティの交通ルール等の周知

特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の販売店に対し指導・啓発を推進するとともに、交通ルール等の周知に向けて、積極的な広報啓発活動に努めます。

(くらし安全推進課・交通総務課)

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

① 高齢者を事故から守る地域づくりの推進（高齢者宅訪問活動等の高齢者の孤立化防止活動及び高齢者への情報発信の推進）

高齢者の孤立化防止活動として、県と事業者等が協定を締結し、日常業務のなかで高齢者の見守り、安否確認、生活支援など高齢者福祉に特化した地域貢献（ちばSSKプロジェクト）を実施します。また、

関係機関や団体と連携し、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者宅を訪問し、交通危険箇所などの交通情報の提供、交通事故に遭わないための安全教育、夜間歩行中の交通事故を防止するための反射材を提供するなど、交通事故防止活動を実施します。

(くらし安全推進課・高齢者福祉課・交通総務課)

② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進

ア シルバーリーダーの指導・育成

高齢者が安全かつ安心して生活できる交通社会を形成するためには、シルバーリーダーから教育を受けた人が次代のシルバーリーダーを担う後継者として育っていく、地域における交通安全教育の循環や自律的な交通安全教育サイクルの構築が重要です。

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため、参加・体験・実践型の研修会を実施するとともに、研修会修了者によるネットワークをつくり、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導を行うなど、シルバーリーダーの地域での交通安全活動を支援します。

(くらし安全推進課)

イ 高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進

高齢者に対して安全な交通行動に関するリーフレットに基づいた交通安全指導及び反射材の配布を行い、指定期間中の無事故を目指すことを目的として実施している「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」は、交通事故の被害に遭いやすい高齢者の交通安全意識の高揚を図ることに大きな効果が得られています。

このため、より多くの高齢者に同キャンペーンへの参加を促し、高齢者の交通安全意識の更なる高揚と交通事故の防止を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

③ 高齢者に対する交通安全教育の推進

ア 高齢者交通安全教室等の開催

市町村、老人クラブ、交通安全協会等の関係機関・団体と連携を図り、歩行疑似体験装置、敏捷性測定装置（クイックアーム）等を活用した交通安全教育を実施し、身体機能の低下が及ぼす影響について理解を促すほか、交通手段に応じた交通ルールを指導します。

また、夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果について積極的な広報を実施するなど、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、千葉県生涯大学校の学生に対し、「交通安全」に係る注意喚起を通して、交通安全思想の普及を図ります。

その他、高齢者が多く集まるイベント会場や趣味の会などに直接赴き、「出前式交通安全教室」を開催し、交通安全教育を受ける機会の少

ない高齢者に、事故防止に関する情報を提供する活動を行います。

(くらし安全推進課・高齢者福祉課・交通総務課)

イ 高齢者が集まる場所における交通安全広報・教育の推進

医療施設、老人福祉施設、高齢者サークル活動の場など、高齢者が集まる場所において、交通安全講話、ポスターの掲示、交通安全教育ビデオの上映、反射材の配布等の交通安全広報活動を実施します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

ウ 高齢者の事故マップを活用した交通安全教育の推進

高齢者の交通事故を防止するため、千葉県警察ホームページに、県下の高齢者事故の発生場所を地図上に表示した高齢者事故マップを掲載するなどし、身近な場所で発生している交通事故の実態を把握してもらうとともに、交通事故防止を常に意識した行動をとることができる交通安全教育を推進します。

(交通総務課)

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であり、通勤・通学や配達をはじめ様々な目的で利用されています。また、運転免許を返納した高齢者の移動手段の一つとしても選ばれているところです。しかし最近、自転車の歩道での暴走やあおり運転、携帯電話等を使用しながらの走行など、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、引き続き広く積極的に自転車の安全利用を広報啓発する必要があることから、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、「ちばサイクルール」の普及促進及び自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図ります。また、令和8年4月に施行される自転車運転者に対する交通反則通告制度（青切符）について広報活動を実施します。

ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「自転車安全利用推進強化月間」や毎月15日の「自転車安全の日」を重点に広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」等の普及促進及び自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、警察、市町村、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して、街頭啓発活動を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

イ 児童及び高齢者等への交通ルールへの周知

小・中・高校生及び高齢者など各年齢層を対象に、市町村、学校、交通安全協会等と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進し、「ちばサイクルール」等の普及促進を図るとともに自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

また、(公財)千葉県交通安全協会主催の「交通安全こども自転車千葉県大会」、「交通安全高齢者自転車大会」を開催・支援し、児童及び高齢者等への交通安全意識の高揚及び自転車利用時の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

ウ 社会人等への広報

自転車の安全利用に関する交通安全教室を受ける機会の少ない社会人等に対し、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の運転が歩行者等との重大な事故を発生させていることの認知を高め、「ちばサイクルール」及び自転車運転者講習制度の周知を図るほか、自転車による宅配等の需要増加を踏まえた広報を実施する必要があります。

このため、様々な広報媒体を通じて啓発を強化するとともに、市町村や関係機関・団体との連携と事業所等の協力を得て講習会等の実施を拡充し、自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

また、自転車を利用する高齢者へ、自転車保険の加入促進や自転車の安全利用を促進するため、(公財)千葉県交通安全協会と連携して高齢者向けの出前講座を実施します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

エ 自転車利用者への広報啓発

駐輪場や自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者へ届くよう広報を実施し、自転車利用者に自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

(くらし安全推進課)

オ 他県等と連携した啓発

九都県市と連携した「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の期間にキャンペーンを実施するなど、他県等とも連絡調整を図りながら広報啓発等を行うことで、より効果的に自転車安全利用対策を推進します。

(くらし安全推進課)

② 自転車の点検整備の促進

交通安全教室において、日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を

図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

③ 自転車安全整備制度（T Sマーク制度）の普及促進

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を推進するとともに、T Sマークの普及促進を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

④ 自転車損害賠償保険等への加入義務化の周知

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、自転車損害賠償保険等の加入が義務とされていることを踏まえ、駐輪場のぼり旗を掲出して自転車利用者へ広く周知するほか、学校や、県と包括連携協定を結ぶ保険会社等と連携し、チラシやホームページ等の各種媒体を活用しながら、自転車損害賠償保険等の加入義務について積極的に広報・啓発します。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

⑤ 交通事故発生時の届出義務

自転車であっても交通事故があったときは、直ちに運転を中止して負傷者を救護し道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならないこと、警察官に報告しなければならないことを周知します。

(交通総務課)

⑥ 反射材等の普及

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について周知させることで、自転車利用者が自ら身を守る意識の向上を図り、反射材等の自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

⑦ 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした自転車用指導警告書（イエローカード）等による自転車利用者の指導、取締りの実施

ア 自転車用指導警告書（イエローカード）の活用

一部自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さに対する批判の声があとを絶たないことから、違反者等に対しては自転車用指導警告書（イエローカード）を交付し、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図ります。

(交通総務課・交通指導課)

イ 悪質・危険な違反者に対する取締りの徹底

交通ルールの浸透や正しい交通マナーの向上を図るため、違反者に対して積極的に指導警告を行うとともに、警告を無視し違反行為を繰り返す者や、悪質性・危険性の高い違反に対して検挙措置を講ずるなど、自転車利用者への法令遵守の徹底を図ります。

(交通指導課)

ウ 自転車運転者講習制度の適正な運用

平成27年6月より開始された自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、危険な自転車運転者に対する指導取締りの実施及び危険行為を繰り返した者に対する受講命令など、同制度を適正に運用します。

(交通総務課)

⑧ 全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進

自転車乗用中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあるため、頭部への衝撃を減らすことができるヘルメットの着用は大変重要です。令和5年4月から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから「命のお守りヘルメット」をキャッチフレーズに全ての年齢層への自転車用ヘルメットの正しい着用方法と効果について広報し、着用の促進を図ります。

また、自転車乗車時のヘルメット着用率向上のため、市町村との協調によりヘルメット購入費の一部を助成します。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

⑨ 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

幼児二人同乗用自転車の普及促進を図るとともに、保護者等を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗用自転車の安全な利用方法の指導を積極的に実施します。

(交通総務課)

(5) 飲酒運転の根絶

① 「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。このため、県及び千葉県交通安全対策推進委員会では千葉県交通安全県民運動基本方針において「飲酒運転の根絶」を最重点活動に掲げ、各地域に設置された警察署、市町村、関係団体等で構成される飲酒運転根絶協議会を中心に地域社会と緊密な連携を図り、飲食店等に対する訪問活動や広報キャンペーン等を年間を通じて実施するとともに、企業・団体等が自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言」への参加を促すなど、地域の実情に応じた飲酒運転根絶対策を推進します。

また、県は各飲酒運転根絶協議会の活動を支援するとともに、県や市町村、関係団体の代表者等で構成する飲酒運転根絶連絡協議会を開催し、各地域の協議会の取組等の情報共有を進め、飲酒運転を根絶するための施策の実施に必要な協議及び調整を行います。さらに、中学・高校生を対象に飲酒運転根絶に関するメッセージコンクールを開催するとともに、

酒類販売店や駐車場での飲酒運転根絶に係る啓発を推進するほか、インターネットやラジオ等を活用した積極的な広報啓発を行い、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくりに努めます。

(くらし安全推進課・交通総務課)

② 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づく取組

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の改正により、令和5年6月28日から、飲酒運転により検挙された者について、その酒類を提供した飲食店や勤務先へ通知を行うとともに、通知を受けた飲食店等には飲酒運転防止措置の実施義務が課されました。

引き続き、条例の改正内容について周知に努めるとともに、事業者や飲食店営業者等と連携した飲酒運転根絶のための取組をさらに進めます。

また、令和6年3月に飲酒運転根絶連絡協議会において策定した飲酒運転根絶計画に基づき、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発・意識の高揚、運転者に対する取締りなどの飲酒運転根絶対策に取り組めます。

(くらし安全推進課・交通総務課)

③ 社会人・大学生・中高生等への講習会の開催

酒酔い状態の疑似体験ができる「飲酒疑似体験ゴーグル」等の活用や交通安全教育推進員を講習会に派遣することにより飲酒運転は悪質・危険な犯罪であることを認識させ、その影響の大きさを改めて理解することで飲酒運転根絶の気運を高めます。

特に、20代への教育について、大学機関との連携等、新たな啓発の機会の創出を検討します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

④ 自動車運転代行業の利用促進に向けた取組

業界の健全化に向け、関係機関との連携を密にし、法の規定による指示、営業停止命令等の行政処分や取締りを的確に行い、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため指導・監督を実施します。

また、運転代行の利用促進に向けた広報の具体的方法等について検討します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の充実

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも必要です。

幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要

があることから、市町村、地域、関係機関・団体等の連携により、幼児、保護者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(学事課・子育て支援課・くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

イ 家庭における広報活動等の推進

幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。そのため、市町村、関係機関・団体のほか、幼稚園等の幼児関連施設と連携・協力し、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、積極的な資料提供や広報活動等を行います。

(くらし安全推進課・交通総務課)

ウ 幼児交通安全教育セミナーの開催

警察、教育委員会と連携して、市町村の交通指導員、幼稚園・認定こども園・保育所の教諭及び保育士、ベコちゃんクラブのリーダー、交通安全協会指導員、交通安全母の会会員等を対象とした幼児交通安全教育セミナーを開催し、幼児交通安全教育に携わる指導者を育成することで、幼児の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

エ 交通安全モデル園事業の実施

県内の年齢別の歩行中交通事故者数のうち7歳児の交通事故が多いことから、幼児及び保護者への交通安全教育を充実させることにより、小学校入学後の交通事故防止に努めます。

県内の保育園・幼稚園等のうち4園を「交通安全モデル園」に指定し、翌年小学校に入学予定の幼児に対して、年間を通じて参加・体験・実践型の交通安全教育を繰り返し実施するとともに、保護者に対する交通安全教室や、教員・保育士等に対してその実施に係る要領の教育をすることで、幼児の交通安全行動の定着を図ります。また、他園でも同様の取組が促進されるよう情報発信をします。

(くらし安全推進課・交通総務課)

② 小学生に対する交通安全教育の推進

ア 小学校における交通安全教育の推進

児童は、小学校での活動、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が著しく広がります。

また、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる児童を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例や交通安全学習資料を作成・配付する等、普及啓発活動の充実に図ります。

(学事課・くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

イ 学校安全研究校の指定・モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実に図るため、小中学校から研究校や、モデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

研究校やモデル地域及び拠点校は交通安全、生活安全、災害安全等について研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

(児童生徒安全課)

ウ 子供自転車免許の推進

道路交通の状況に応じて、安全に自転車を利用するための危険の予測や回避など、必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるため、参加・実践型の交通安全教室及び学科テストを実施し、受講した児童に対して自転車免許証を交付して、交通安全意識の醸成を図ります。

(交通総務課)

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

ア 中学校における交通安全教育の推進

中学生は、幼少の時期から本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあります。また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故のうち、自転車利用中の事故の割合が高くなっています。

中学校においては、家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故は安全確認が不十分である場合が多く、自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料と活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実に図ります。

(学事課・くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

イ 学校安全研究校の指定・モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実に図るため、小中学校から研究校や、モ

デル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

研究校やモデル地域及び拠点校は交通安全、生活安全、災害安全等について、研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

(児童生徒安全課)

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

ア 高等学校における交通安全教育の推進

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、その多くが近い将来、免許を取得し、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、登下校時の街頭での指導に生徒自らの積極的な交通安全活動への参加を促し、自転車を利用する高校生の正しい交通マナー向上を図ります。

さらに、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践により、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。

また、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する今日的な課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

(学事課・交通総務課・児童生徒安全課)

イ 調査研究の推進

県内全公立高等学校及び特別支援学校高等部を対象に生徒の通学・運転免許取得・交通安全教育の状況等を調査・集計し、「交通安全教育に関する調査報告書」を作成します。

(児童生徒安全課)

ウ 学校安全研究校の指定・モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実を図るため、研究校やモデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

研究校やモデル地域及び拠点校は交通安全、生活安全、災害安全等について研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

(児童生徒安全課)

エ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催

最近の自転車利用に関するマナーの低下や歩行者との事故が増加していることを踏まえ、高校生等を対象として、スタントマンによるリ

アルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の恐怖や痛みを直視させることにより、交通安全意識の向上等を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践させることで高校生の交通事故の抑止を目指すとともに、自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。

また、衝突事故再現の際には、自転車用ヘルメットの正しい着用の仕方やヘルメットが頭部の衝撃を和らげる効果などについて説明し、ヘルメットの重要性を実感させるとともに、ヘルメット着用の努力義務化についても周知し、着用の促進を図ります。

なお、実施に当たっては、参加者を会場となる学校の生徒や教職員に限定するのではなく、生徒の保護者や周辺校の教員、地域の交通安全関係者等が参加することにより、教室を通じた交通安全意識の向上等の効果が、各家庭や周辺地域など広範囲に浸透するよう取り組みます。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

ア 社会人への講習会等の開催

地域、職場における各種講習会や資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、悪質性・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

また、自転車の危険な運転が社会問題化していることや、自転車による宅配等の需要増加を踏まえ、自転車運転者講習制度のほか、「ちばサイクルール」等を周知することにより、自転車ヘルメット着用の促進、自転車の点検・整備、自転車損害賠償保険等への加入促進等の自転車の安全利用を促進します。

(くらし安全推進課・交通総務課)

イ 公民館等の社会教育施設における活動の推進

生涯学習センターや青少年教育施設等の社会教育施設で交通安全に関するチラシやリーフレットの掲示や配架を通じて交通安全に対する意識を高めます。

(生涯学習課)

⑥ 障害者等に対する交通安全教育の推進

ア 障害者に対する交通安全教育

交通安全のための必要な知識及び技能の習得のため、特別支援学校及び福祉作業所等において、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

(交通総務課・児童生徒安全課)

イ 電動車椅子利用者に対する交通安全教育

電動車椅子は道路交通法上歩行者として位置づけられており、歩行が困難な高齢者等にとって便利な移動手段となっていますが、操作の誤り等により重大な交通事故につながるおそれがあります。

特に、高齢者人口の増加や介護保険制度の整備、運転免許の自主返納者の増加等により、電動車椅子利用者が増加しており、これに伴い電動車椅子利用者が関係する交通事故も発生していることから、電動車椅子の利用に対する交通安全教育が重要となっています。

このため、全ての電動車椅子利用者が適切に交通安全教育を受けられるよう、関係機関・団体と連携して交通安全教育を実施するほか、事故実態や正しい利用方法について積極的に広報します。

(交通総務課)

ウ 福祉車両運転者等に対する交通安全教育

福祉車両の利用者は高齢者や障害者であり、交通事故が発生した場合や急ブレーキをかけた際に衝撃を緩衝させることが難しく、重大事故に発展するおそれが高いことから、関係機関・団体との連携により、福祉車両等の運転者に対する交通安全教育を推進します。

(交通総務課)

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人観光客及び在留外国人は、自国における交通ルールとの違いに戸惑う場面も多く、レンタカーやレンタサイクル等を運転する際に日本の交通法規を遵守しないことによる交通事故の発生も危惧されます。

このため、関係機関や事業者等と連携し、交通ルール等を外国語で分かりやすく記載したリーフレットを配布することで、日本における交通ルールの周知及び交通安全意識の醸成を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

(7) 効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害者等に対する適切な交通安全教育を継続して実施するため、県、市町村、警察、学校、関係民間団体等が連携を図り、交通安全モデル園事業や幼児交通安全教育セミナー、教職員を対象とする各種研修会を開催し、交通安全教育指導者の育成を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課・児童生徒安全課)

② 交通安全教育推進の支援

ア 交通安全ライブラリー

交通安全教育用DVD、ビデオテープ等を備え置き、県民及び教育機関、企業、市町村等に貸出し、映像と音声による分かりやすい交通

安全教育を支援します。

この制度を周知するためホームページや広報紙等に掲載し、利用率の向上を図ります。

(くらし安全推進課)

イ 交通安全教育推進員の派遣

事業所、学校、子供会、町内会、老人クラブ、ドライバー講習会等で自主的な取組として交通安全教育を開く際、対象者に合わせて経験豊富な千葉県交通安全教育推進員を派遣します。

(くらし安全推進課)

ウ 交通安全教育担当者の派遣

学校、事業所等における交通安全教育をはじめ、地域における交通安全広報活動等に交通安全教育担当者を派遣し、交通安全教育用信号機、横断マット、自転車シミュレーター等の交通安全教育補助機材を活用した効果的な交通安全教育を実施します。

(交通総務課)

エ 参加・体験・実践型の交通安全教育への支援

交通安全教育を効果的に実施するため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報提供等を行います。

(くらし安全推進課・交通総務課)

【第2の柱】安全運転の確保

○計画の重点

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許業務のサービスの向上
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関する情報の充実

(1) 運転者教育等の充実

① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教習の充実

初心運転者に適正な運転知識と技能を修得させる体制を充実させるため、指定自動車教習所に対する指導や卒業生に対する運転技能の検査等を行います。

(運転教育課)

イ 取得時講習の充実

運転免許を取得して間もない初心運転者の事故率を減少させるため、創意工夫を加えながら、免許の種別ごとに安全運転に関する知識や技能等を習得させ、体系的な交通安全教育の向上を図ります。

(運転教育課)

ウ 運転免許証交付時教養の推進

新規に準中型免許、普通免許又は二輪免許を取得した者に対し、運転免許証交付時に初心運転者期間制度等についての教養を実施し、初心・若年運転者の安全運転意識の向上を図ります。

(運転免許課・運転教育課・流山運転免許センター)

② 運転者に対する再教育等の充実

更新時講習、高齢者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習等により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の知識・技能の向上、講習機材及び講習内容の充実に努めます。

特に、飲酒運転違反により運転免許を取り消された場合等を実施する飲酒取消講習受講者に対して、平素の飲酒状況等の聞き取りを行うほか、カウンセリング等を行うなど、飲酒が運転に与える影響や危険性について適切かつ効果的な指導を行うとともに、必要に応じて専門的な医療機関等を案内し、飲酒運転の根絶とアルコール健康障害対策に向けた取組を推進していきます。

(運転教育課)

- ③ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育
運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別の指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。

(運転教育課)

④ 二輪車安全運転対策の推進

ア 各種安全運転講習の推進

二輪車の事故を防止するため、原付講習を推進するとともに、(公財)千葉県交通安全協会(二輪車安全運転推進委員会)が行う自動二輪車安全運転講習に対して必要な協力を行い、二輪運転者の安全意識及び技能の向上を図ります。

また、ベストライダーコンテスト(二輪車安全運転大会)の活性化を図り、二輪車の模範運転者を育成します。

(運転教育課)

イ 自動車教習所における二輪教習体制の整備

運転シミュレーターの整備により教習技術の向上が図れるように指導や働きかけを行います。

(運転教育課)

⑤ 高齢運転者対策の充実

高齢者が安全に運転を継続できるよう支援する施策を充実させる観点から、安全運転の能力を維持・向上させるための教育を充実するとともに、個々の運転適性に応じて運転継続の可否をよりきめ細かく判断できるようにします。

また、運転免許証を自主返納した高齢者の支援に努めます。

ア 高齢者に対する教育の充実

70歳以上の高齢運転者に対するきめ細やかな高齢者講習の充実を図ります。

(交通総務課・運転教育課)

イ 安全運転相談の充実

高齢運転者の身体機能低下による安全運転相談については、運転者一人一人の運転適性を詳細に検査・確認し、同検査結果に基づき、適切な助言や安全指導を行います。

また、運転シミュレーターを活用した検査を推進します。

(運転教育課・流山運転免許センター)

ウ 認知機能検査の充実

75歳以上の高齢運転者が運転免許を更新する際又は一定の違反をした際に実施する認知機能検査について、聴覚障害者や日本語を理解できない外国人等の高齢運転者に対して資料を活用し、検査の適正かつ円滑な運用を図ります。

(運転教育課)

エ 運転技能検査制度の適正な運用

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者が運転免許を更新する際に受検する運転技能検査について適正かつ円滑な運用を図ります。

(運転教育課)

オ 参加・体験・実践型教育の推進

高齢運転者の関係する交通事故が増加していることから、自動車教習所及び関係機関・団体と連携して、シルバードライビングスクールなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

また、地域における高齢者の交通安全リーダーを育成し、自主的な交通安全活動、指導を促進することを目的に、シミュレータを活用した体験型学習などで、交通事故が発生する危険な状況を研修します。

(交通総務課・運転教育課・くらし安全推進課)

カ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示する努力義務があることから、各種講習・免許証交付時等において、積極的に広報を実施し、高齢運転者標識の表示の定着化を図るとともに、他の年齢層には、高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車に配慮する運転者教育に努めます。

また、高齢運転者標識に関する広報物を配布する際は、高齢運転者標識の意義や目的を記載し、普及の促進を図ります。

(交通総務課・運転教育課)

キ 適切な運転行動を促すための広報啓発の推進

高齢運転者に対して、「雨の日や夜間は運転を控える。」「運転は、近所のスーパーや病院までにする。」「体調がすぐれない日は、運転をしない。」など、天候や自身の体調を考慮し、適切な運転行動をとる「はればれ運転」を積極的に広報し、高齢運転者の意識改善を促すことで交通事故抑止に努めます。

(交通総務課)

ク 安全運転サポート車の普及促進

安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車をいう。）について、自動車教習所、関係機関・団体や自動車メーカー等と連携した体験乗車会等を通じて更なる普及促進を図ります。

併せて、安全運転サポート車の普及啓発に当たり、条件によっては装置が適切に作動しない場合があり、事故を完全に防ぐものではないことなど、その機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、機能を過信せず責任をもって安全運転を行わなければならない旨の周知を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課)

ケ 運転免許自主返納に対する支援措置の拡充

高齢運転者による交通事故を減少させるため、「運転に自信がなくなった」等の理由により、自動車の運転に不安がある高齢者が、自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備し、返納後の支援を行うため、企業や自治体等に、返納者への支援措置の協賛を積極的に働きかけます。

(交通総務課)

コ 運転免許自主返納等に関する高齢者への周知、地域への広報の強化

運転に不安がある高齢者に対して運転免許の自主返納を促すため、運転免許自主返納制度や運転免許自主返納者への支援措置を分かりやすく説明した資料を作成し、これを各自治体の窓口等で配布することにより、高齢者を取り巻く地域社会への周知、広報を強化し、高齢運転者による交通事故抑止に努めます。

(くらし安全推進課・交通総務課・運転免許課・運転教育課)

サ 高齢者及び家族への支援、相談体制の強化

自動車等の運転に不安がある高齢者及びその家族等のための相談窓口として千葉運転免許センター及び流山運転免許センターに「安全運転相談窓口」を開設しているほか、「安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）」での電話相談を行い、相談受理体制の充実・強化を図ります。

(交通総務課・運転教育課・流山運転免許センター)

シ 安全運転サポート車等限定条件付免許の周知

申請による限定免許は、運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、自主返納だけでなく、より安全な自動車に限って運転を継続するという中間的な選択肢となる制度であることの周知を図ります。

(運転免許課・運転教育課)

⑥ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターが運転者の交通安全意識の高揚を図るため行う通知・証明及び調査研究業務等に必要な支援を行います。

(運転免許課)

⑦ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

運行管理者の講習等を通じ、事業者が運転者に対して実施する指導監督の指針に基づく安全教育の徹底を図るとともに、違反・事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診を義務づけ、特別な安全教育を確実に実施するよう指導していくとともに、監査において指針に基づく教育が確実に実施されていなかった場合は、法令違反として指摘し改善を求めています。

また、特別な安全教育の対象とならない運転者に対しての適性診断についても、事業者監査、各種講習会及び事業者団体を通じて、積極的に

受診するよう促進していきます。

(交通総務課・千葉運輸支局)

⑧ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ効果的な運用を行い、危険な運転者の早期排除を図ります。

(執行課・運転教育課・流山運転免許センター)

(2) 運転免許業務のサービスの向上

県民の利便性の向上等を図るため、手続の合理化・簡素化を推進するとともに、更新申請者等施設利用者の負担軽減のための環境整備に努めます。

また、障害者等の免許取得等に係る受入態勢の整備・充実に努め、教習環境の醸成に努めるとともに障害者等に対する安全運転相談活動の充実に努めます。

(運転免許課・運転教育課・流山運転免許センター)

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の充実などにより、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導するとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業における安全運転管理体制を充実強化し、運転前後における酒気帯びの有無の確認等の安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者責任を追及し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

なお、事業所における交通安全教育においては、従業員に対する一般的な教養だけではなく、地域の交通安全ボランティア活動等の参加・体験型の交通安全教育を推奨し、従業員自身の交通安全への理解及び安全を守ろうとする意識を高めると共に、事業所の社会貢献活動の一環として交通安全活動が実施される環境づくりに努めます。

(交通総務課・交通指導課・交通捜査課)

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

① 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業用自動車の輸送の安全を推進するため、自動車運送事業者の中で公共性の高い、又は安全性の水準が低いと認められる者に対し「運輸安全マネジメント評価」を実施し、事業者自らが取り組む安全管理の向上を図る。

(千葉運輸支局)

② 抜本的対策による飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶活動を推進するため、飲酒運転根絶協議会と緊密な連携を図り、運送事業者が自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言」への参加を促すなど、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」社会環境づくりに努めます。

また、各種講習会等を通じて、点呼時のアルコール検知器の使用の徹底を指導し、また、飲酒が運転に与える危険性について事故事例に基づき説明を行い、事業者や運行管理者等の意識向上を図ります。

(交通総務課・千葉運輸支局)

③ ICT・自動運転等新技術の普及推進

効率的で確実な運行管理を促進するため、各種講習会等を通じてICT化した運行管理の高度化に資する機器の導入や活用を促すほか、事業者による事故防止の取組を推進するため、ASV装置搭載車両の導入を促すとともに、適切な使用を指導します。

(千葉運輸支局)

④ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策及び乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を推進します。

(千葉運輸支局)

⑤ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を推進するため、各講習等を通じて事業者等に対し、国土交通省が業態毎に策定した指導・監督マニュアルの活用を促すほか、年度ごとに開催される関東地域事業用自動車安全対策会議において策定された関東地域事業用自動車安全施策について周知徹底及び関係事業者団体等と連携した積極的な推進を図ります。

(千葉運輸支局)

⑥ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

事業用自動車の事故の調査・分析を関係機関の協力の下、(公財)交通事故総合分析センターに委託し、「事業用自動車事故調査委員会」を設置して事業用自動車の重大事故の多面的調査のほか、より高度かつ複合的な調査・分析を行い、これらの結果を基に客観性・実効性のある再発防止策の提言を行い、事故の未然防止に向けた取組を推進します。

(千葉運輸支局)

⑦ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、各種講習会等を通じ、運行管理者等に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の

周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査、脳ドック等の健康起因事故の予防対策の実施を推進します。

(千葉運輸支局)

⑧ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者に対して、法令を遵守した運行管理の徹底を図るため、監査等による指導監督を強化するとともに、関係団体等を通じて指導を行います。

また、運行管理者試験制度による運行管理者資質の向上、貨物自動車運送適正化事業実施機関等を通じての過労運転、過積載の防止、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

さらに、自動車運送事業者による飲酒運転等の悪質違反、重大事故及び過労運転等に起因する事故などの通知制度の的確な運用に努めます。

(交通指導課・交通捜査課・千葉運輸支局)

⑨ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

トラック運送事業者の交通安全対策に関する取組として、(公社)全日本トラック協会が実施している貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)及び貸切バス事業者安全性評価認定実施機関が実施している貸切バス事業者の安全制評価認定制度について広く啓蒙し、利用者が安全性の高い事業者を選択できるようにするとともに、自動車運送事業者の安全意識向上を促進します。

また、交通安全に資する環境対策として、自動車を30台以上使用する事業者に対して、県環境保全条例に基づき自動車環境管理計画書及び実績報告書の作成・提出を求め、車両の適切な維持管理、エコドライブ等の適正な運転の実施を促進します。

(大気保全課・千葉運輸支局)

(5) 交通労働災害の防止等

① 交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン(指針)」の周知徹底を行うことにより、

ア 交通安全教育の実施

イ 労働災害事例の提供や危険マップ(危険の見える化)、ポスターの掲示等による情報の共有化、安全意識の啓発

ウ 危険予知活動等による日常的な安全活動の実施

エ 点呼等による健康管理の実施

オ 運転者の疲労に配慮した走行計画の策定、走行時間の管理

を重点とした各々の職場における交通事故防止への取組を促進します。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携し、交通労働災害防止担当管理者教育についての指導援助及び事業場個別指導

等を実施します。

昨今の自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた対策を検討し、環境変化による影響を踏まえた新たな安全対策を講ずるよう指導及び援助を実施します。

(千葉労働局)

② 自動車運転者の労働条件の確保改善

自動車運転者を使用する事業場に対し、令和6年4月1日から適用された労働基準法（昭和22年法律第49号）による時間外労働の上限規制および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の改正内容を周知するとともに、関係法令の履行確保のための監督指導を実施します。

また、発着荷主等に対し、自動車運転者に係る長時間の恒常的な荷待ちの改善等に努めることについて要請を行うとともに、関係行政機関との連絡会議の開催、監査・監督結果の相互通報制度等の活用及び必要に応じ合同監査・監督を実施します。

さらに、労働時間管理適正化指導員による事業場の個別指導、発着荷主等への支援を実施します。

(千葉労働局)

(6) 道路交通に関する情報の充実

① 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実を図るため、イエローカード（危険物を輸送する際の万一の事故に備えて、運転者等が取るべき処置を書いた緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、運転者教育の実施等について、運行管理者の講習等を通じ、危険物運送事業者に指導します。

(千葉運輸支局)

② 気象情報等の充実

銚子地方気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。発表した情報は関係機関等に迅速かつ確実に伝達します。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供します。さらに運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関

する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行います。

(銚子地方気象台)

【第3の柱】道路交通環境の整備

○計画の重点

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (4) 地域住民の移動手段の確保・充実
- (5) 効果的な交通規制の推進
- (6) 自転車利用環境の総合的整備
- (7) ITSの活用
- (8) 交通需要マネジメントの推進
- (9) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (10) 総合的な駐車対策の推進
- (11) 道路交通情報の充実
- (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、歩道のバリアフリー化、カラー舗装、交差点ハンプ、狭さく、道路標識・標示等の交通安全施設の整備、交通実態を踏まえた効果的な交通規制等の総合的な交通事故抑止施策を道路管理者と警察が連携して実施します。

また、自動車の速度抑制を図るための道路環境整備を進めるほか、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進します。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

② 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における児童等の安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を推進するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所、幼稚園等及びその所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、

防護柵の設置、自転車通行空間（自転車道・自転車専用通行帯・車道混在（矢羽根））の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の整備等の対策を推進します。

（学事課・子育て支援課・道路環境課・児童生徒安全課・交通規制課・千葉国道事務所）

③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア 歩行者空間のバリアフリー化

歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について歩道の整備を実施するとともに、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備します。

（道路環境課・千葉国道事務所）

イ 人に優しい信号機等の整備

高齢者、障害者等の通行の安全を確保するため、道路利用者の特性に応じたバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識・標示の高輝度化等を推進します。

バリアフリー対応型信号機の整備に際しては、歩車分離式信号、音響式の信号機等の整備拡充も検討します。

（交通規制課）

④ 無電柱化の推進

令和元年房総半島台風による被害も踏まえ、令和2年3月に「千葉県無電柱化推進計画」を策定し、防災、安全・円滑な交通確保及び景観形成・観光振興の観点から、無電柱化を推進します。

（道路整備課・道路環境課・千葉国道事務所）

（2）幹線道路における交通安全対策の推進

① 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路事業については、限られた予算の中、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果の高い対策を実施する「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」をETC2.0対応車載器から得られる情報等を活用しながら推進します。

（道路環境課・千葉国道事務所）

② 事故危険箇所対策の推進

死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点・単路を指定した事故危険箇所について、集中的な交通事故抑止対策を推進します。

事故危険箇所対策においては、交差点改良、信号機の整備（設置・改良）、視距の改良、歩道、付加車線、防護柵、区画線の整備、道路照明、視線誘導標、道路標識の設置や自転車利用環境の整備等の対策を推進します。

また、道路の改良に際しては、二段階横断歩道等の技術的選択肢も検

討します。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

③ 幹線道路における交通規制

ア 国道・県道等における交通規制

道路の構造、交通量、交通事故の発生状況等を踏まえ、信号制御方法の見直し、交通規制の実施・見直し等による交通環境の改善を推進し、交通の安全と円滑を確保します。

信号制御の見直しに際しては、直進・左折車と右折車を分けて青信号（矢印信号）とする右直分離方式（一部歩車分離式）への変更等、歩行者等への二次被害を防止する制御も検討します。

(交通規制課)

イ 高速道路における交通規制

交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の状況を総合的に勘案して、交通規制を実施するとともに、気象状況や路面状況、工事等の道路条件などの交通実態に応じた速度規制、通行規制等の交通規制を迅速に実施し、安全で円滑な交通の確保と交通事故の防止を図ります。

(高速道路交通警察隊・交通規制課・千葉国道事務所・

東日本高速道路(株))

④ 適切に機能分担された道路網の整備

基本的な交通の安全を確保するため、高速道路等から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

ア 高速道路等の整備

自動車、自転車、歩行者を適正に分化し、安全で快適な道路空間を確保するため、首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路等の整備を行い、交通流の純化を促進します。また、高速道路等から居住地域内の道路に至るネットワーク整備を体系的に進めます。

(道路計画課・千葉国道事務所・東日本高速道路(株))

イ 地域間交流を支える道路の整備

高速道路の整備効果を県内各地に波及させるため、高規格道路や国道・県道の整備を進め、県内外の連携と交流を強化します。

また、渋滞対策をはじめ、主要な観光地までのアクセスルート、日常生活に密接した道路などについて整備を推進します。

(道路整備課)

ウ 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、通過交通の排除と交通の効果的な配分を行い、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発などの

防止を図ります。

(道路整備課)

⑤ 高速道路等における事故防止対策の推進

ア 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

交通事故の多発区間、交通渋滞が恒常化している区間及び料金所周辺における事故防止対策について道路管理者と連携し、渋滞緩和の対策及び各種交通安全施設整備等を実施します。具体的には、ドライバー向けに運転時注意すべき地点と内容をまとめた「高速道路ヒヤリマップ」や渋滞の発生状況と原因等を記載した「渋滞ポイントマップ」をドライブ旅行関係の情報サイトに掲載します。

また、道路構造上、上りと下りが分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、分離帯に区画柵を設置することで分離対策の強化を図ります。

逆走による事故を防止するため、ラバーポールや標識、路面表示等の設置により逆走を抑制する取組を実施します。さらに、軽車両、歩行者の誤進入防止対策として、路面への立入禁止表示や注意喚起表示板の設置などの対策を行っていきます。

道路管理者と連携して安全施設と道路交通環境の整備を図るほか、交通事故に直結する悪質危険な交通違反の指導取締りを推進します。

(高速道路交通警察隊・東日本高速道路(株))

イ 安全で快適な交通環境づくり

高速道路を利用されるすべてのお客さまに、知ってほしいルールや気づいてほしいマナーをお伝えし、お客さまとともに高速道路をもっと安全・快適な場所にしていく「HEARTFUL HIGHWAYプロジェクト」を実施するとともに、マナー向上に向けた交通安全キャンペーン・交通安全講習会等の啓発活動に取り組みます。

(東日本高速道路(株))

ウ 高度情報技術を活用したシステムの構築

高速道路等の利用者には的確な道路交通情報を提供するため、インターネットでの各種情報提供（渋滞予測や工事等規制情報）の拡充を図ります。

(東日本高速道路(株))

⑥ 道路の改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策を推進します。

ア 道路改築等に併せた歩道等の整備

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境改善を図るため、道路の

改築等に伴い、歩道等の新設・拡幅について、整備を推進します。

(道路整備課・千葉国道事務所)

イ 交差点のコンパクト化等の推進

交差点及びその付近における交通事故防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進します。

また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれるラウンドアバウトについて、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

ウ 交通安全施設の整備

道路の改築等に当たっては、道路標識・標示、中央帯、道路照明、防護柵、信号機整備等、交通環境に応じた交通安全施設を整備します。

(道路整備課・道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

⑦ 交通安全施設等の高度化

交通流の変動、交通事故発生状況等を踏まえ、信号機の集中制御化、多現示化、系統化等の信号機の高度化や道路標識・標示の高輝度化を推進し、交通の安全と円滑を確保します。

(交通規制課)

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

① 交通安全施設等の戦略的維持管理

信号機をはじめとする交通安全施設に関しては、既存施設を更新するだけでなく、整備継続の必要性を慎重に検討し、ラウンドアバウトや二段階横断歩道などへの転換、必要性の高い場所へ移設する有効活用など持続可能性に配慮しながら、交通の安全と円滑を確保します。

また、交通規制標識や標示に関しては、退色、摩耗等によりその効用が損なわれないよう適正な維持管理を行います。

(交通規制課)

② 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

ア 効果的な交通安全施設等の整備

道路の構造、交通の状況、交通事故発生状況等に応じた効果的な交通安全施設の整備を推進します。

交通安全施設の整備に際しては、県民等から寄せられる各種要望や交通環境等をもとに道路管理者と警察等が連携して取り組みます。

(交通規制課・道路環境課・千葉国道事務所)

イ 生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進

生活道路において、歩行空間のバリアフリー化や、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な

歩行空間を確保するほか、自転車利用環境の整備等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。

また、道路の整備状況を踏まえ、効果的な交通規制の実施及び交通安全施設の整備を推進するほか、生活道路対策として、最高速度30キロメートル毎時の速度規制とあわせ、速度抑制・通過交通抑制を図るためのハンプ・狭さく等の物理的デバイスを効果的に組み合わせる「ゾーン30プラス」や生活道路対策エリアについて、警察、道路管理者等が共同して整備・拡充に取り組みます。

(交通規制課・道路環境課・千葉国道事務所)

ウ 交差点・カーブ対策の推進

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間において、適切な交通規制を実施するとともに、ドット線、視線誘導標、道路照明灯等の整備を推進します。

また、信号機のない交差点においてはドット線、交差点クロスマークの設置などによる交差点存在の明確化や、カーブ地点においては線形の明確化に努めます。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

エ 夜間事故防止対策の推進

交差点や道路の屈曲部等に道路照明灯や視認性に優れた高輝度道路標識、標示など、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

③ 幹線道路対策及び交通円滑化対策の推進

死傷事故が多発している交差点や単路を事故危険箇所として指定し、集中的に交通安全施設等を整備するなどの死傷事故抑止対策を講じます。

また、交通の変動実態等を的確に把握し、適切な交通規制を実施するとともに、予想される交通流に対応した信号制御を行うための交通管制システムの充実・高度化等を推進します。

(道路環境課・交通規制課・千葉国道事務所)

④ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

ア 交通管制システムの充実・高度化

安全で快適な道路交通環境を実現するため、最先端技術を導入しながら、交通管制システムの充実・高度化を図り、新交通管理システム(UTMS: Universal Traffic Management Systems)の整備を推進します。

(交通規制課)

イ 信号機の高度化

交通環境の変化に的確に対応するため、信号機の集中制御化、多現示化等による高度化を推進します。

(交通規制課)

⑤ 道路交通環境整備への住民参加の促進

道路交通の安全は、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であり、地域住民や道路利用者の主体的な参加により、誰でも安心して利用できる道路交通環境づくりを行うとともに、「道の相談室」や「信号機BOX」「標識BOX」に寄せられた住民の意見等を道路交通環境の整備に反映させることにより、住民との連携による交通安全対策を推進します。
(道路計画課・道路環境課・道路整備課・交通規制課・千葉国道事務所)

(4) 地域住民の移動手段の確保・充実

地域公共交通計画は、自治体を中心となり、交通事業者や地域住民等との連携を図りながら、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの構築を目指すものであり、計画を策定した自治体では、新たな公共交通サービスの導入や、バス路線の見直しなど、公共交通の活性化に向けた様々な取組が進められます。

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、各市町村における計画策定が進むよう、先進事例の紹介や広域的な観点から必要な助言等を行うなど、交通計画策定を促進します。

また、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町村や交通事業者等の取組への支援を通じて、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進します。

(交通計画課)

(5) 効果的な交通規制の推進

① 地域の特性に着目した交通安全対策

主に通過交通の多い幹線道路においては、円滑化に重点を置いた交通規制を実施し、歩行者等の安全な通行を確保すべき生活道路等においては、低速度規制や通過交通を抑制するための交通規制を実施するなど、地域の特性に応じた交通安全対策を推進します。

(交通規制課)

② 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、都市部における総合的な交通規制を推進することにより、交通の安全と円滑化を図ります。

(交通規制課)

③ 交通事故多発地域における重点的交通規制

交通事故が多発している地域、路線等においては、詳細な事故分析結果等に基づき、事故抑止に資する重点的、効果的かつ合理的な交通規制を推進します。

(交通規制課)

（６）自転車利用環境の総合的整備

① 安全で快適な自転車利用環境の整備

自転車利用者及び歩行者等の安全を確保するため、自転車と歩行者等の分離を図るための交通規制の実施・見直しを行います。

また、市町村における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を促進し、自転車通行空間の整備を推進するなど、道路管理者と警察等が連携し、安全で快適な自転車利用環境の整備を図ります。

（道路計画課・道路環境課・交通規制課）

② 自転車等の駐車対策の推進

放置自転車等により交通が阻害されている現状を踏まえ、良好な交通環境を確保するため、違法駐輪による迷惑性の広報啓発に努めるとともに、自転車等の利用者に対して正しい駐輪方法等に関する一層の普及、浸透を図ります。

特に、自転車等の利用者の増大に伴い、県内の各駅周辺に自転車等が無秩序に放置され、交通環境上大きな社会問題となっている実情に鑑み、放置自転車等の問題を広く県民に訴え、その一掃を図るため、関係機関と連携・協力して放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

また、大規模小売店舗の出店計画に対して、自転車駐車場の設置位置や必要台数等について、国の指針や市町村の条例に基づき必要台数が確保されているか確認を行い、必要に応じて適切な意見等を行います。

（くらし安全推進課）

（７）ＩＴＳの活用

① 道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）の整備

道路における渋滞状況、目的地までの所要時間、工事や交通事故等に伴う交通規制の状況等、ドライバーのニーズに沿った道路交通情報を道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）により迅速かつ的確に提供します。

今後、ＶＩＣＳ情報はＥＴＣ２．０の導入により、安全運転支援等のサービスに加え、ＩＴＳスポットを通して集約される経路情報を活用した新たなサービスを提供します。

（千葉国道事務所・交通規制課）

② 新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の推進

交通管制センターにおいて、高度な信号制御、交通情報提供等により総合的な交通管理に努めます。

（交通規制課）

③ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

運転者に信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（ＴＳＰＳ）をはじめとする新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整

備を行うことによりITSを推進します。

(交通規制課)

④ ETC2.0の展開

事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援します。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故の低減に資する対策の検討及び「賢い料金」など、道路を賢く使う取組を推進します。

また、信頼性向上及び高速道路利用者への情報提供充実のため、ETC2.0プローブデータを活用した情報提供手法を検討します。

(関東総合通信局・千葉国道事務所・東日本高速道路(株))

(8) 交通需要マネジメントの推進

① 公共交通機関利用の促進

市町村におけるまちづくりや観光振興等につながることを期待される地域公共交通計画の策定を積極的に支援し、公共交通の活性化に向けた様々な取組が進められることを通じて、公共交通機関利用の促進を図ります。

また、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進するため、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町村や交通事業者等の取組を支援します。

(交通計画課・交通規制課・千葉運輸支局)

② 貨物自動車利用の効率化

貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送システムの構築等を検討している事業者等に対し指導及び案内を行い、物流の効率化等の促進を図ります。

(千葉運輸支局)

(9) 災害に備えた道路交通環境の整備

① 災害に備えた道路の整備

大規模地震等の災害が発生した場合に、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路などの橋梁の耐震補強や無電柱化、道路法面の防災対策を推進します。

また、安全で信頼性の高い道路網を確保するため、高規格道路等の整備を進めます。

(道路計画課・道路環境課・道路整備課・千葉国道事務所・

東日本高速道路(株))

② 災害に強い交通安全施設等の整備

災害が発生した際の道路における混乱を最小限に抑えるため、停電対

策用としての信号機電源付加装置など、災害を想定した交通安全施設等の整備を推進します。

また、道路管理者と連携し、停電や強風の影響を受けないラウンドアバウトの整備を促進します。

(交通規制課)

③ 災害発生時における交通規制

災害発生時には、必要に応じて緊急交通路を確保し、車両の流入規制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、緊急通行車両確認申出制度の適正な運用を図り、災害応急対策に関わる車両の速やかな移動を確保します。

その他道路においては必要に応じ、交通規制を実施するほか、道路管理者と警察が共同して道路啓開に努めます。

(交通規制課)

④ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、道路情報提供装置等を活用して道路利用者等へ情報提供を行います。

また、通行可能な道路網の把握と災害対策路線の確保に向けた情報の収集・提供に努めます。

緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、道路交通情報の一括集約を図り、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

大規模地震発生時における情報収集にあたっては、千葉県震度情報ネットワークシステムにより得られた県内各地の震度情報や気象庁発表情報を活用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮します。

(道路環境課・交通規制課・東日本高速道路(株))

⑤ 道路情報モニターの活用

集中豪雨等により、落石、土砂崩壊等の発生するおそれの高い箇所について、道路情報モニターから当該付近の道路情報を受信し、道路利用者への情報提供を行います。

(道路環境課)

(10) 総合的な駐車対策の推進

① きめ細かな駐車規制の推進

道路環境・交通量・駐車需要等、地域の交通実態に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。

駐車規制の実施に際しては、貨物集配等の駐車需要も考慮します。

(交通規制課)

② 違法駐車対策の推進

安全で円滑な道路交通の障害となる違法駐車については、その常態化している地域、時間帯等を重点とした指導取締りを行うなどの具体的な対策が必要です。

地域住民の意見や要望、駐車実態等を踏まえて作成した駐車監視員活動ガイドラインや違法駐車取締り活動方針に沿った取締りのほか、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車通行空間における違法駐車取締りを推進します。

駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ効果的な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及等を徹底するなどして地域の駐車対策を推進し、安全で円滑な交通環境の構築を図ります。

(交通指導課)

③ 駐車場等の整備

自動車交通が集中し混雑する地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために、市町村における駐車場整備地区の指定とともに、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関して駐車場整備計画の策定を促進します。

(都市計画課)

④ 違法駐車排除に向けた連携の強化

違法駐車排除及び保管場所の確保に向けて、関係機関・団体、地域住民等と密接に連携を図っていきます。

(交通指導課)

⑤ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

違法駐車が著しく、安全で円滑な道路交通が阻害されている都市部の道路においては、駐車場、路上駐車施設、荷さばき停車帯、駐車場案内システム、駐車誘導システムの整備、きめ細やかな駐車規制の実施、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進します。

(くらし安全推進課・交通指導課・交通規制課)

(11) 道路交通情報の充実

① 情報収集・提供体制の充実

安全で快適な道路交通を確保するため、ETC2.0等の新たな情報技術を活用しつつ、道路交通情報収集・提供装置の整備等により、情報収集・提供体制の充実を図ります。

そのほか、道路交通情報提供施設の整備状況に応じて、電光掲示板等の活用により、気象情報、路面情報、事故情報等を提供します。

(交通規制課・関東総合通信局・千葉国道事務所・道路公社)

② ITSを活用した道路交通情報の高度化

安全で快適な交通環境を確保するため、「道路を賢く使う」という観点
を踏まえ、ETC2.0を活用した本格的な交通需要マネジメントへの
移行を推進するほか、プローブ情報の収集が可能な光ビーコンの整備等
により、高度な道路交通情報の提供を推進します。

(交通規制課・関東総合通信局・千葉国道事務所)

③ 適正な道路交通情報提供事業の促進

災害等による通行止め情報や交通管制システム等で収集・分析した道
路交通情報を関係機関、民間事業者等へ迅速かつ正確に提供して、交通
情報提供の促進を図ります。

(道路環境課・交通規制課)

④ 分かりやすい道路交通環境の確保

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用
いた案内標識の設置を推進します。

また、優先度の高い地区から外国人にも理解しやすいよう、英語等を
併記した道路標識の整備や表記の改善等を進めていきます。

(道路環境課・交通規制課)

(12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっ
ては、関係機関連携のもと、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道
路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、
占用物件等の維持管理について指導します。

また、道路工事等に伴う道路使用許可の適正な運用及び道路使用許
可条件の履行等の確認により、交通の安全と円滑を確保します。

繁華街等における道路不正使用に対しては、道路管理者等が連携し
て計画的に道路不正使用の実態把握活動を行い、指導警告を行うとと
もに、指導警告に従わない等悪質な者に対する取締りを推進します。

(道路環境課・交通指導課・交通規制課・千葉国道事務所)

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態調査、強
力な指導・対応を行います。

不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して
積極的に行います。

(道路環境課・千葉国道事務所)

ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工

事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

(道路環境課・千葉国道事務所)

エ 大規模開発事業等への先行対策の推進

都市計画に基づく開発事業の施行や、大規模小売店舗の立地等に際し、周辺交通に与える影響の軽減等を図るため、地域全体の交通情勢を勘案した上で、計画の段階から、交差点や駐車場の容量確保等、交通管理上必要な指導・提言を積極的に行います。

(交通規制課)

② 休憩施設等の整備の推進及び利用促進

夜間運転や過労運転などによる事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「圏央道」における休憩施設の整備を推進するとともに、「道の駅」などの休憩施設等の利用促進を図ります。

(道路計画課・道路環境課・千葉国道事務所・東日本高速道路(株))

③ 子供の遊び場等の確保

路上における遊び・運動による事故防止のため、市町村と連携し、都市における子供の遊び場等となる都市公園の整備を推進します。

(公園緑地課)

④ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象時等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、関係機関と連携のもと、必要な体制の拡充・強化を図ります。

(道路環境課・千葉国道事務所)

【第4の柱】車両の安全性の確保

○計画の重点

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進
- (3) 自動車アセスメント情報の提供等
- (4) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (5) リコール制度の充実・強化

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

車両の安全性に関する基準等の改善の推進に資するものとして、自動車事故報告規則により、自動車の事故及び車両に起因する事故に係わる情報の収集を行います。

(千葉運輸支局)

(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進

交通事故の多くが運転者のミスに起因しており、安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及を促進するため、あらゆる機会を通じ自動車ユーザー等へ情報提供を行います。また、その中で安全運転の責任は一義的にはドライバーにあります。今後、技術の進展に伴いドライバーの新技术に対する過信などが原因で事故が発生する恐れがあるため、安全運転を支援するシステムに関する自動車ユーザー等への理解促進に努めます。

(千葉運輸支局)

(3) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進します。また、自動車アセスメント事業及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図ります。自動車アセスメントにおいては、令和2年度よりユーザーにとって評価結果をより分かりやすい形にするため、統合評価（1★～5★で表示）を導入しており、より一層の周知に努めていきます。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進します。

具体的には、予防安全性能評価について、対自転車衝突被害軽減ブレー

キ（対自転車AEB S）や交差点衝突被害軽減ブレーキ（交差点AEB S）などの試験項目の拡充を図るとともに、衝突安全性能評価については、より事故実態に即した前面衝突試験など、事故の状況や技術の進化・高度化を踏まえた新たな試験・評価方法の検討を行います。

また、チャイルドシートについても、i-Size 対応のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、安全性能評価の強化について検討を行うとともに、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や地方公共団体窓口等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図ります。

（自動車事故対策機構）

（４）自動車の検査及び点検整備の充実

① 自動車の検査の充実

自動車の保有台数の増加により急増する検査需要に対し、指定整備工場の一層の活用を図り、監査の定期的実施により、その質の維持向上を図ります。

また、自動車の検査を適切かつ円滑に実施するため、独立行政法人自動車技術総合機構が検査コースの改修・高度化を行うとともに、検査制度の維持を図るため、検査用機器の管理を適切に行います。

（千葉運輸支局）

② 自動車点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図るとともに、点検整備の励行を維持するため、「自動車点検整備推進運動」を関係機関・団体等の協力のもとに展開します。特に、同運動期間中、関係団体協力のもと、「自動車点検フェスティバル」を通じて、自動車ユーザーに対して点検整備の必要性についての啓蒙・啓発を積極的に推進します。

また、継続検査等において、自動車検査証に定期点検整備の実施状況を記載することにより、自動車ユーザーに対し定期点検整備実施状況の情報提供を行い、実施されていない自動車に対して確実な実施を求めるほか、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

（千葉運輸支局）

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に

「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導を行うほか、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高めます。また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努めます。

(千葉運輸支局)

ウ 自動車特定整備事業の適正化

自動車特定整備事業においては、整備技術の高度化、自動車ユーザーの多様化への対応、人材の確保等構造的な問題を抱えていることから、自動車関連団体で構成する「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し自動車整備士の人材確保に取り組むほか、事業実態の把握をするため定期的な監査を実施するとともに、不正が確認された場合には行政処分を行い、事業運営を改善させるなど、適正に事業を運営するよう指導監督を強化します。

また、認証を取得しないで特定整備等を行う未認証事業者に対して、通報等の情報を活用し、認証取得への指導を強化します。

(千葉運輸支局)

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

高度化する自動車構造装置に対応できる自動車整備士の育成については、自動車関係団体と協力しつつ、自動車整備士技能検定試験等を実施しているほか、整備技術の質的な変化に対応できるよう整備主任者研修を実施し、また、新技術への対応向上を図るため「技術資料の充実」及び「技術相談窓口の活用」等について、自動車関係団体を指導し、新技術に対応した点検整備体制の充実強化に努めます。

また、近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、衝突被害軽減ブレーキに代表される先進安全技術への点検整備を充実させるため、自動車特定整備制度の施行を踏まえ、先進安全自動車への整備技術の高度化を推進します。

(千葉運輸支局)

オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

いわゆるペーパー車検のような車検制度そのものを否定するような極めて悪質な行為が後を絶たないところであり、その不正も組織的で巧妙に隠蔽されていることから、監査手法等の検証・研究を行い、厳正な監査を実施します。

(千葉運輸支局)

(5) リコール制度の充実・強化

自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、

自動車の不具合に対する関心を高めるため、リコール関連情報等の周知を行うほか、自動車関連事業者等の講習会等において制度の説明を行い、積極的な情報提供を促します。

(千葉運輸支局)

【第5の柱】道路交通秩序の維持

○計画の重点

- (1) 交通指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

(1) 交通指導取締りの強化等

① 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点をおき、県民から理解を得られる交通指導取締りを効果的に推進します。

このため、交通事故実態等を分析した上で、その分析結果に基づいた交通事故抑止に資する交通指導取締りを行うとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過及び交差点に関連する違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図ります。

また、事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底し、必要に応じて自動車の使用制限命令等を関係機関等と連携して行います。

通学路における交通安全対策として、通学時間帯の通行車両に対する交通指導取締りのほか、地域住民の交通取締り要望を反映させた住民に安心感を与える交通指導取締りを実施します。

(交通指導課)

② 飲酒運転等に対する交通指導取締りの強化

飲酒運転に対しては、重点的かつ効果的な取締り手法により指導取締りを強化、推進するとともに、取締り体制の確保に努めます。さらに、飲酒運転を助長する車両提供罪、酒類提供罪及び同乗罪のいわゆる周辺者三罪についても徹底した捜査を推進します。

(交通指導課)

③ 高速道路における交通指導取締りの強化

交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警らを行うとともに、事故多発地点を重点路線に指定して、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、通行帯違反等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点的に取り締まり、事故の未然防止と交通流の秩序を図ります。

(高速道路交通警察隊・交通指導課)

④ 科学的な交通指導取締りの推進

交通事故分析等に基づき、指導取締りを実施し、その効果について検証を重ねていくとともに、速度違反自動取締装置、電子重量計等取締用

装備資機材を活用して、科学的かつ機能的な取締りを推進します。
(交通指導課)

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

交通事故事件捜査及び交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備等の充実強化を図ります。

① 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件捜査を迅速・的確に推進するため、悪質性・危険性の高い事故に対する緻密かつ適正な初動捜査、専門知識の効果的な活用及び組織的捜査を積極的に推進します。

重大交通事故事件に対しては、発生当初から交通鑑識業務に精通した交通事故鑑識官を現場に派遣し、交通事故の痕跡や塗膜片等の客観証拠を収集して緻密な交通事故解析を行い、適切な初動捜査を推進します。

また、専門知識が必要な自動車保険金詐欺事件等の特殊事件捜査については、都道府県を跨いで広範囲に捜査が及ぶことも多いことから、関係する都道府県警察と連携を密にした捜査を推進します。

さらに、危険運転致死傷やひき逃げなどの危険性・悪質性の高い事故に対する徹底した組織的捜査を推進するために、各種法令を適用できるよう各捜査員の能力向上に努め、組織的捜査力の強化を図ります。

(交通捜査課)

② 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

電子制御装置等をはじめとする自動車の高度化に対応できるように、捜査員の知識や技能の向上に努め、科学的な交通事故解析を推進します。

また、交通事故の状況が撮影されたドライブレコーダーや防犯カメラの映像については、適正手続により証拠化した上で鮮明化した映像データをもとに関係車両の速度、走行位置の推定などを行い事故原因を解明します。

重大交通事故事件において運転者の特定が困難な場合には、DNA資料を採取して鑑定するなど、科学的捜査を積極的に推進します。

さらに、ひき逃げ事故現場に遺留された塗膜片については、遺留塗膜片照合・比較装置を使用して科学的に解析するとともに、肉眼で識別できない痕跡は、赤外線カメラや紫外線ライトを用いて特定し証拠化を図ります。

(交通捜査課)

(3) 暴走族等対策の推進

① 暴走族追放気運の高揚及び家庭・学校等における青少年の指導の充実

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例（以下「暴走族追放促進条例」という。）に基づき、市町村、交通関係団体、自治

会等関係機関・団体が連携の下、あらゆる機会を捉えた広報に努めます。
また、暴走族追放気運の高揚を図り、家庭・学校等における青少年への指導の充実を促します。

各学校に対しては、暴走族等への加入や暴走行為等が自他の心身に悪影響を及ぼすこと、社会的に容認されない行為であることを児童生徒に具体的に理解させ、絶対に参加してはならない旨指導するよう、各長期休業前に通知します。

(くらし安全推進課・児童生徒安全課・交通捜査課)

② 暴走行為阻止のための環境整備

暴走行為を阻止するため、関係機関と連携した交通安全施設の整備を推進するとともに、交通実態に応じた交通規制を実施して、暴走行為ができない交通環境の整備を推進します。

(交通捜査課・交通規制課)

③ 暴走族等に対する指導取締りの強化

ア 暴走族取締り体制の強化及び突き上げ捜査の推進

暴走行為は複数の都道府県や警察署の管内に及んで敢行されることが多いことから、各都道府県警察や県内警察署との連携を密にし、取締り体制を強化します。

また、車両の押収のみならず、没収（没取）を見据えた捜査を推進し、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しては背後責任を追及するなどの突き上げ捜査を徹底します。

(交通捜査課)

イ 不正改造車の取締り

不正改造車、不正改造業等に関する情報について関係機関との共有を図るとともに、街頭取締りを行うことによって、整備通告を確実に実施し、道路運送車両法に基づく整備命令制度が効果的に運用できるよう関係機関との連携を図ります。

(交通指導課・交通捜査課・千葉運輸支局)

④ 暴走族関係事犯者の再犯防止

ア 再犯防止

暴走族グループの解体や同グループから構成員等を離脱させるとともに、各種警察活動を通じ情報収集を徹底して実態の把握に努めます。暴走族グループへの加入が背景となっている個々の行状、性格、環境等の諸事情を明らかにし、それぞれの特性を把握して適切な処遇方法を講ずることとします。

また、暴走族追放促進条例に基づいて設置された暴走族相談員による暴走族グループへの加入防止・離脱に係る相談業務及び暴走族等の追放促進業務を通じた再犯防止対策を推進し、暴走族グループの解体等に努めます。

(交通捜査課)

イ 運転免許の行政処分

暴走行為に係る事案については、特に、迅速かつ厳正な運転免許の行政処分を行い、道路交通の場から排除します。

(執行課)

ウ 処分者講習内容の充実

停止処分者講習を行うに当たり、特別学級を編成し、違反歴、事故歴及び受講者の特性に応じた講習の充実に努めます。

(運転教育課)

⑤ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、自動車ユーザーへの広報活動の推進及び自動車関連事業者等、関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事業所等に立入検査を行います。

(千葉運輸支局)

【第6の柱】救助・救急活動の充実

○計画の重点

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

(1) 救助・救急体制の整備

① 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等相互の緊密な連携・協力を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

(消防課)

② 大規模事故における広域応援体制の整備

大規模事故が発生し、現場市町村が自らの消防力だけでは対応できないと判断した場合は、周辺市町村が千葉県消防広域応援隊を派遣します。

(防災対策課)

③ 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命を行い、また、被害を最小限にとどめるためには、現場におけるバイスタンダーによる応急手当が適切に行われる必要があります。

このため、各消防機関・保健所等において、地域住民を対象に交通事故による負傷者に対する応急手当等の知識や実技の普及を図るとともに、指導員の養成を行います。

(消防課・医療整備課・児童生徒安全課)

④ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケアの充実強化を図るため、消防機関において「JPTEC（外傷病院前救護ガイドライン）」等を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する教育を推進します。

(消防課)

⑤ 救助・救急用資機材等の装備の充実

救助・救急業務の円滑かつ適切な遂行を図るため、救急医療のための機器等、高規格救急自動車等及び消防指令業務の整備を図ります。

(消防課・医療整備課)

⑥ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

正確かつ迅速な応急処置が求められている救助隊員及び救急隊員に専門的知識、技術を習得させるため、千葉県消防学校において実施してい

る教育の中で、高度化する救助・救急業務に対応した教育研修の充実を図ります。

(消防課)

⑦ 高速道路における救助・救急業務実施体制の整備

高速道路（「東関東自動車道」、「新空港自動車道」、「館山自動車道」及び「常磐自動車道」）における救助・救急業務の実施にあたっては、通過市町村（一部事務組合を含む。）間で締結している「東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定」、「館山自動車道消防相互応援協定」及び「茨城県高速自動車道等消防相互応援協定」に基づき、適切かつ効果的に行います。

また、東日本高速道路株式会社、県、関係市町村等で結成している「千葉県高速自動車国道等消防協議会」、「茨城県高速自動車道等消防協議会」の場を通じて緊密な連携をとり、高速自動車国道等における火災・救急・救助事故等を想定した合同訓練を実施するなど、救助・救急業務の円滑な実施を図ります。

さらに、高速道路で重大事故や大規模災害が発生した場合、負傷者が重傷である可能性が高いことが予想され、医師等による速やかな救命医療の開始、高度な医療機関への迅速な収容が必要となります。このため、千葉県ドクターヘリ運営協議会が策定した「ドクターヘリ運航マニュアル」及び「高速道路におけるドクターヘリ運用マニュアル」について、消防機関、警察、東日本高速道路（株）、医療機関等と相互連携を図りながら、ドクターヘリの活用を推進するとともに、実施状況を検証し、必要に応じて見直し作業を行います。

(消防課・医療整備課・東日本高速道路(株))

⑧ 現場急行支援システムの整備

救急車の接近を感知して信号機の優先制御を行う「現場急行支援システム（FAST:Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）」の効果的な運用を図り、救急搬送の支援を行います。

(交通規制課)

⑨ 緊急自動通報システムの導入支援

交通事故時の緊急自動通報システム（D-C a l l N e t）の普及を最大限に活用できるよう、関係機関に協力し消防機関やドクターヘリとの連携強化を図ります。

(消防課・医療整備課)

(2) 救急医療体制の整備

① 救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、市町村や地区医師会の協力の下、夜間・休日急病診療所の整備の促進や

在宅当番医制の拡充に努めます。

また、初期救急医療施設では応じきれない入院治療を必要とする重症救急患者に対応するため、市町村の実施している病院群輪番制等により、二次救急医療体制の整備を図ります。

更に、重篤救急患者の救命医療を行うため、24時間体制の救命救急センター及び、これらの三次救急医療機関の補完的役割を果たすものとして県が指定する救急基幹センターの整備や支援等を通じて、救急医療機関相互の役割分担を行うことにより、交通事故による重篤患者が高度な救命医療機能を有する救命救急センター等に適切に搬送され、救命医療を行うことができる救急医療体制の整備を進め、外傷診療の充実向上を図ります。

なお、交通事故の負傷者に対する救急医療体制の整備に当たっては、千葉県交通事故調査委員会の「平成29年交通事故死亡事例調査報告書(令和2年3月)」において、PTD（防ぎ得た外傷死亡）発生を減じるために県内3カ所程度の救命救急センターに交通事故症例を集約する施策を実施するよう提言されていることなどを踏まえ、今後も、救命救急センターをはじめとする各医療機関の診療機能の充実に向けた検討を進めることが求められます。

（医療整備課）

② 救急医療情報システムの充実強化

救急医療機関及び消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の下、救急患者の迅速かつ円滑な収容体制を確保し、救命率の向上を図るため、必要に応じて広域災害・救急医療情報システムの見直しを行い、効果的な運用に努めます。

（医療整備課）

③ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療における専門性の高い医師を確保するため、救急医療担当医師に対し、救急処置等に関する研修等への参加を積極的に呼びかけます。

また、看護師や救急救命士等の救急医療業務に携わる医療従事者に対しても、研修等の参加を積極的に呼びかけ、救急医療業務に関する資質の向上を図ります。

（医療整備課）

④ ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリの活用を引き続き推進します。

また、消防覚知時点でのドクターヘリ要請や緊急自動通報システム（D-C a l l N e t）の普及により、極めて迅速に事故現場に到着するドクターヘリに対して、いち早く負傷者への医療提供を実現させるため

に、必要に応じ、交通規制等による着陸支援を行います。

(消防課・医療整備課・交通規制課)

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関の受入れ、連絡体制の明確化を図ります。

また、医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、応急処置を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため、救命救急センターのドクターカーの整備を促進するとともに、医師の判断を直接現場に届けられるようにするため、専用回線を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

(医療整備課・消防課)

【第7の柱】被害者支援の充実と推進

○計画の重点

- (1) 交通事故被害者支援の充実強化
- (2) 自動車損害賠償保障制度の充実等
- (3) 損害賠償の請求についての援助等

(1) 交通事故被害者支援の充実強化

① 交通事故被害者等に対する援助措置の充実

交通事故被害者等を救済するため、次の事業等の実施及び普及を進めます。

ア 交通遺児の育成及び援助

交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒に対し激励品を贈りその将来を励まします。

また、保護者を失う等、経済的に授業料等の納入が困難となった県立高等学校の生徒の就学を容易にするため、授業料の減免を行います（高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金または専攻科修学支援金で対応できる部分を除く）。

（くらし安全推進課・財務課）

イ 育成資金の貸付

自動車事故が原因で死亡または重度の後遺障害が残った方の子弟（中学校卒業まで）で、その保護者の生活状況が一定の条件に該当する児童・生徒に対して、育成資金の無利子貸付を行います。

（自動車事故対策機構）

ウ 介護料の支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、常時又は随時の介護を必要とする方のうち、一定の要件に該当する方に対して、介護料の支給を行います。

（自動車事故対策機構）

エ 療護施設の運営

自動車事故による脳損傷によって、重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のうち、一定の要件に該当する方に対して、適切な治療と看護を行う重度後遺障害者専門の自動車事故対策機構附属千葉療護センターの適切な運営を図り、脱却者数が増加するよう努めます。

（自動車事故対策機構）

② 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア 相談業務の充実

交通事故被害者等の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、「交通事故相談所」に心の相談員（臨床心理士）を配置し、交通事故被害者等の心情に配慮したきめ細かい相談業務や心のケア対策を実施するとともに、「千葉犯罪被害者支援センター」をはじめとした各種相談機関等との連携を密にして、相談体制の充実に努めます。

（くらし安全推進課）

イ 交通事故被害者等への情報提供

交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応を図るため、ひき逃げ事件、交通死亡事故事件、危険運転致死傷事件などの重大な交通事故事件の被害者等を対象として、事件を担当する捜査員が交通事故の概要、捜査状況、検挙状況及び処分状況などについて連絡を行う「被害者連絡制度」により情報提供の充実に努めます。

また、「交通事故被害者の手引き」を活用して刑事手続や犯罪被害者のための制度、保険請求や損害賠償請求制度の概要説明、各種相談窓口、交通事故証明書の申請方法などを教示します。

（交通捜査課）

（2）自動車損害賠償保障制度の充実等

自賠責保険（自賠責共済）等の期限切れや掛け忘れに注意が必要であることについて、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りを推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

また、事業用自動車の新規許可の際、損害賠償能力等の確認を行っており、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

（交通指導課・千葉運輸支局）

（3）損害賠償の請求についての援助等

① 交通事故相談活動の推進

損害賠償など交通事故被害者等の抱える問題の適切な解決を図るため、専任の相談員を配置した「交通事故相談所（本所及び2支所）」を運営するとともに、遠隔地に居住する県民が相談を受けやすいように、市町村における巡回相談を推進します。

また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、顧問弁護士や心の相談員による研修会・指導等を通じて相談員の資質の向上を図ります。

さらに、ホームページや広報誌等、様々な広報媒体を活用し、交通事故当事者に対して広く交通事故相談活動に関する情報の提供を図ります。

(くらし安全推進課)

② 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な援助をするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。

(交通捜査課)

【第8の柱】交通事故調査・分析の充実

○計画の重点

- (1) 交通事故多発箇所の共同現地診断
- (2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断
- (3) 交通事故データ解析等統計分析の高度化
- (4) 交通事故調査委員会の効果的運用

(1) 交通事故多発箇所の共同現地診断

交通事故が多発している箇所を県内各所から選定し、警察署単位において、道路管理者、交通管理者、警察署等の関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、道路交通環境の観点から、交通事故の発生原因及び対策を検討し、各管理者が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

(くらし安全推進課・交通総務課・交通規制課・道路環境課・千葉国道事務所)

(2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

交通死亡事故や社会的反響の大きな交通事故が発生した場合には、道路管理者等と連携した緊急現地診断を行うとともに、ドライバーの人的要因(特性・心理・思い違い等)や道路環境の外的要因(昼・夜・交差点・カーブ等)を速やかに分析し、その要因に対する具体的な対策を実施して、同種事故の再発防止を図ります。

(交通総務課)

(3) 交通事故データ解析等統計分析の高度化

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、地理情報システム(GIS:Geographic Information System)を用いた交通情報管理システムにおける分析・解析機能の高度化を図り、さらに関係機関の協力を得て、科学的アプローチによる総合対策を推進します。

(交通総務課)

(4) 交通事故調査委員会の効果的運用

交通事故を抑止するためには、交通事故原因を総合的に調査分析し、これを施策に反映させることが重要です。そのため本県では他の都道府県に先駆けて、警察が収集・調査した事故分析資料に基づき、交通社会学、交通工学、救急医療等の有識者がその専門的見地から交通事故防止対策を検討する「交通事故調査委員会」を設置しており、その提言に基づいた対策を推進し、より効果的な交通事故防止対策を図ります。

なお、交通事故調査委員会は、専門分野の縦割りを排し、各分野の専門家が横の連携を図りながら検討を行うとともに、行政機関等の各実施機関が構成員となることにより、単に専門的な検討にとどまらず、「検討」と「実践」の連携を行う総合的な分析・対策の場としています。

今後、事故原因の究明や車両の安全性をさらに向上させるためには、交通事故による車両の損傷状況等の事故の詳細を医学的、工学的に調査・分析を行うことが重要であることから、事故後の調査・分析機能の充実が重要です。

(交通総務課)

第2編 鉄道交通安全の施策

【第1の柱】鉄道交通環境の整備

○計画の重点

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施します。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流出・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策、地下駅等の浸水対策の強化等を推進します。切迫する首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進します。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を検討します。

(関東運輸局)

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS (Automatic Train Stop) 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については完了しましたが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図ります。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

(関東運輸局)

【第2の柱】鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要です。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、首都圏の鉄道事業者が一体となって、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

（関東運輸局）

【第3の柱】鉄道の安全な運行の確保

○計画の重点

- （1）保安監査等の実施
- （2）運転士の資質の保持
- （3）安全上のトラブル情報の共有・活用
- （4）気象情報等の充実
- （5）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- （6）運輸安全マネジメント評価の実施
- （7）計画運休への取組

（1）保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行います。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保します。保安監査においては施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。

このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させます。

（関東運輸局）

（２）運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進します。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導します。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知します。

（関東運輸局）

（３）安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄軌道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄軌道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用します。

（関東運輸局）

（４）気象情報等の充実

銚子地方気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図ります。

（銚子地方気象台）

（５）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が

行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導します。

(関東運輸局)

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進します。

(関東運輸局)

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導します。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導します。

(関東運輸局)

【第4の柱】鉄道車両の安全性の確保

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえ、鉄道車両の安全対策を進めます。

(関東運輸局)

【第5の柱】救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）、千葉県地域災害派遣医療チーム（CLDMAT：Chiba Limited DMAT）、地元医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を図ります。

(消防課・医療整備課・関東運輸局)

【第6の柱】被害者支援の推進

公共交通事故による被害者等に対しては、以下の支援を図ります。

1 平時における取組

(1) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。

(2) 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図ります。

2 事故発生時の取組

(1) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図ります。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図ります。

(2) 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図ります。

(関東運輸局)

第3編 踏切道における交通安全の施策

【第1の柱】踏切道の立体交差化、構造の改良の促進

○計画の重点

- (1) 踏切道の立体交差化
- (2) 踏切道の構造の改良の促進

(1) 踏切道の立体交差化

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。

（道路整備課・関東運輸局）

(2) 踏切道の構造の改良の促進

立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進します。

また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進します。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進します。

（道路環境課・関東運輸局）

【第2の柱】踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

○計画の重点

- (1) 踏切保安設備等の整備
- (2) 交通規制の実施

(1) 踏切保安設備等の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くします。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進します。

(関東運輸局)

(2) 交通規制の実施

踏切道における交通事故は重大事故に直結することから、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路等の状況を総合的に勘案して、必要に応じた交通規制を実施するとともに、併せて、道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

(交通規制課)

【第3の柱】踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

(関東運輸局)

【第4の柱】 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置等を進めます。踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めます。構造改良に時間を要する踏切などについて、カラー舗装や路面標示を行い、歩道と車道区分を明確にして分離することで安全な通行を確保します。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置や車両等の踏切一時不停止、遮断踏切立入り等の踏切通過時の違反行為に対する指導取締りを推進します。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進します。また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していきます。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討します。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進します。

(道路環境課・交通指導課・関東運輸局)